

注意点及び用語の解説

ここでは、グラフをみる際の注意点及び用語の解説を記載しています。

1 人口 –社会のみえない変化–

用語の解説

用語① 人口ピラミッド

人口ピラミッドとは、男女の年齢別の人口の棒グラフを上積み上げたものです。男女共に年齢が低いほど人口が多く、年齢が高いほど人口が少ない場合に、グラフがピラミッド型となることから、このように呼びます。

グラフをみる際の注意点

注意点①

- ア 昭和15年は国勢調査による人口73114千人から内地外の軍人、軍属等の推計数1181千人を差し引いた補正人口です。
- イ 昭和20年は人口調査による人口71998千人に軍人及び外国人の推計数149千人を加えた補正人口です。沖縄県を含みません。
- ウ 昭和20年及び25年の人口増減率は沖縄県を含めずに算出しています。

注意点②

- ア 昭和15年は朝鮮、台湾、樺太及び南洋群島以外の国籍の外国人を含みません。
- イ 昭和20年は人口調査によるもので、沖縄県を含みません。

注意点③

東京都特別区部は1市として計算しています。

2 ライフステージ –家族構成の変化–

用語の解説

用語② 家族構成

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。さらに、一般世帯はその世帯員の世帯主との続柄により、「世帯の家族類型」として、次のとおり区分されますが、この本では便宜「家族構成」としています。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

※親族のみの世帯については、さらに「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「ひとり親と子供から成る世帯」、「核家族以外の世帯」に区分しています。

2-2 教育 –人生の節目‘卒業’にも変化あり?–

用語の解説

用語③ 卒業者

最終卒業学校の種類は、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校・中学校	【新制】 小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業者） 青年学校本科
短大・高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学・大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降） 放送学校（全科履修生，修士全科生）

《注意点》

平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数（注）により、次のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専門学校専門課程（専門学校）	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程（高等専修学校）	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

《注意点》

ア 高等学校，短期大学及び大学については，定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

イ 外国の学校については，修業年限等により，それに相当する学校に区分しています。

グラフをみる際の注意点

注意点④

教育は大規模調査時のみの調査事項のため、平成22年国勢調査の結果を使用しています。

注意点⑤

「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の割合は、「卒業者」に占める「最終卒業学校の種類」の割合（最終卒業学校の種類「不詳」を除いて算出。）に、「15歳以上人口」に占める「卒業者」の割合（在学か否かの別「不詳」を除いて算出。）を乗じて算出しています。

2-3 転出・転入 -若者はどこへ-

用語の解説

用語④ 移動率

移動率とは、調査時現在の住所が5年前の住所と異なる人の割合をいいます。この本では、移動率を以下の計算方法で算出しています。

$$\text{移動率(\%)} = \frac{\text{5年前の常住地が自市区町村内（現住所以外）} + \text{自市内他区} + \text{県内他市区町村} + \text{他県} + \text{国外}}{\text{調査時現在の常住者の数（5年前の常住地「不詳」で、当地に現住している人を除く。）}} \times 100$$

用語⑤ 5年前の常住地、転入

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた場所をいいます。転入とは、5年前の常住地が他県又は国外の者をいいます。

グラフをみる際の注意点

注意点⑥

0～4歳の人については、出生後にふだん居住していた場所を5年前の常住地とみなしています。

2-4 通勤・通学 -電車？車？それとも…？-

用語の解説

用語⑥ 利用交通手段

利用交通手段が2種類以上ある場合はその全ての交通手段を、日によって利用しているものが異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」で利用している交通手段を調査しています。

用語⑦ 昼夜間人口比率

ア 夜間人口とは、調査時にその地域に常住している人口のことです。

イ 昼間人口とは、次の式により算出された人口のことです。

$$\text{【昼間人口】} = \text{【夜間人口】} - \text{【通勤・通学によってその地域から出る人口】} + \text{【通勤・通学によってその地域へ入る人口】}$$

ウ 昼夜間人口比率とは、夜間人口100人当たりの昼間人口のことです。比率が高いほど昼間に人が多いことを表します。会社、学校が多い地域では比率が高く、住宅地では比率が低くなる傾向があります。

グラフをみる際の注意点

注意点⑦

利用交通手段は大規模調査時のみの調査事項のため、平成22年国勢調査の結果を使用しています。

注意点⑧

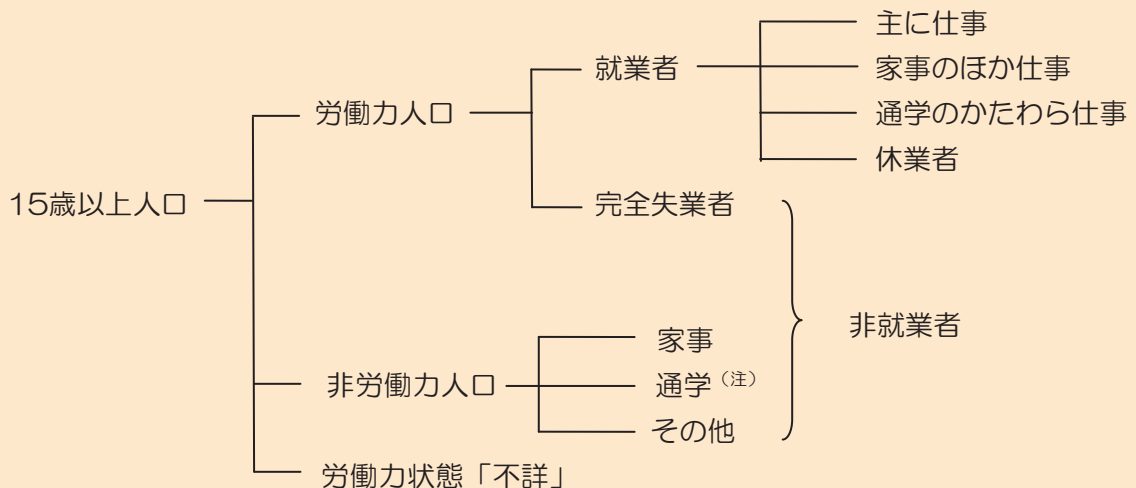
「県内他市区町村」及び「県外」の割合は、「他市区町村」に占める割合（従業市区町村「不詳」を除いて算出。）に、総数に占める「他市区町村」の割合（従業地「不詳」を除いて算出。）を乗じて算出しています。

2-5 労働力 -働く人びと-

用語の解説

用語⑧ 労働力状態

労働力状態とは、調査年の9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

用語⑨ 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合をいいます。

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$$

用語⑩ M字カーブ

女性の労働力率を年齢別に表したグラフのことです。20歳代・40歳代で働く女性が多い一方、30歳代は結婚・出産・子育て等により仕事から離れる女性が多いことから、グラフが「M」の字を描くので、このようにいわれています。

グラフをみる際の注意点

注意点⑨

このグラフでいう「その他」とは、「通学のかたわら仕事」、「休業者」及び「その他」です。

2-6 産業・職業 -どんな仕事をしている?-

用語の解説

用語⑪ 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類について分類したものをいいます。

用語⑫ 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。

用語⑬ 就業の形態

国勢調査では、就業の形態を「従業上の地位」として区分しています。「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

グラフをみる際の注意点

注意点⑩

- ア 平成12年及び17年は、調査年ごとに産業分類の改定を行っており、過去の調査年の産業分類は改定後の産業分類に組み替えて集計しています。また、この2回の調査結果は、一部の調査票を抽出して集計した抽出詳細集計に基づいて推計、集計しているため、基本集計（全ての調査票を用いた集計）とは一致しません。
- イ 「労働者派遣事業所の派遣社員」（平成22年は153万1千人、27年は153万7千人）は、平成12年～17年では、産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち産業小分類「労働者派遣業」に分類されていましたが、平成22年及び27年は派遣先の産業に分類していることから、時系列比較には注意を要します。
- ウ 「その他」とは、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」です。

注意点⑪

- ア 平成12年及び17年は、調査年ごとに職業分類の改定を行っており、過去の調査年の職業分類は改定後の職業分類に組み替えて集計しています。また、この2回の調査結果は、一部の調査票を抽出して集計した抽出詳細集計に基づいて推計、集計しているため、基本集計（全ての調査票を用いた集計）とは一致しません。
- イ 「その他」とは、「管理的職業従事者」、「保安職業従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」及び「分類不能の職業」です。

2-7 結婚 -結婚、共働きの状況は？-

用語の解説

用語⑭ 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。「未婚」はまだ結婚したことのない人、「有配偶」は妻又は夫のある人、「死別」は妻又は夫と死別して独身の人、「離別」は妻又は夫と離別して独身の人、「配偶関係「不詳」」は未回答などにより配偶関係が判断できなかった場合です。

用語⑮ 夫婦共働き世帯数及び夫婦共働き世帯の割合

夫婦共働き世帯とは、夫・妻とも就業している世帯のことをいいます。

この本では、夫婦共働き世帯の割合を以下の計算方法で算出しています。

$$\text{夫婦共働き世帯の割合 (\%)} = \frac{\text{夫・妻とも就業の一般世帯数}}{\text{夫・妻とも就業の一般世帯数} + \text{夫が就業・妻が非就業の一般世帯数}} \times 100$$

2-8 家族 -おひとりさまが増加中?-

用語の解説

用語⑯ 一般世帯

一般世帯とは、総世帯から施設等の世帯（病院、社会施設などの世帯）を除いた世帯をいいます。

グラフをみる際の注意点

注意点⑫

平成12年及び17年の数値は、平成22年以降の家族類型の定義に合わせて組み替えて集計しています。

2-9 住宅 -夢はマイホーム?-

用語の解説

用語⑰ 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

《注意点》

昭和55年～平成12年の調査では「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

グラフをみる際の注意点

注意点⑬

住宅に住む一般世帯数は、一般世帯のうち住宅以外（寄宿舍・寮などの生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物）に居住している世帯を除いたものです。

2-10 高齢化 -長寿の国日本-

グラフをみる際の注意点

注意点⑭

平成 12 年及び 17 年の数値は、平成 22 年以降の家族類型の定義に合わせて組み替えて集計しています。

コラム 外国人 -Welcome to JAPAN! -

グラフをみる際の注意点

注意点⑮

「その他」には無国籍及び国籍「不詳」を含みます。